

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与

「介護生活応援ショップ すずらん」運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 日本福祉ネットワークが開設する介護生活応援ショップ すずらん（以下「事業所」という）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与等を目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定福祉用具貸与の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の機能の維持、または改善を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 介護生活応援ショップ すずらん
- （2）所在地 熊谷市石原185番地3

（従業者の職種、員数及び勤務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）福祉用具専門相談員 2人以上

福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成、福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等を行い、指定福祉用具貸与等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(指定福祉用具貸与等の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定福祉用具貸与等の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的に知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

(3) 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

(4) 利用者等から要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(5) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供する。

2 福祉用具の品目は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に基づく以下のものとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知用老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- (13) 自動排泄処理装置

3 指定福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」に定める基準に従って、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。とする。なお、貸与期間が1ヶ月に満たない場合については、起算日が開始月の15日以前の場合については、月額利用料金の全額、16日以降の場合については月額利用料金の2分の1です。貸与を終了する場合は、終了日が終了月の15日以前の場合については月額利用料金の2分の1、16日以降の場合については月額利用料金の全額です。

4 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要する交通費は実費。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロメートル未満は500円、10キロメートル以上は800円とする。

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用は実費。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、熊谷市、深谷市、東松山市、行田市、太田市とする。

（福祉用具の消毒方法）

第8条 回収した福祉用具を別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区別して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については、日建リース工業株式会社に委託して行う。

（苦情処理）

第9条 指定福祉用具貸与等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定福祉用具貸与等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定福祉用具貸与等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定福祉用具貸与等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人日本福祉ネットワーク理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。(第 6 条・全国平均貸与価格等追記)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条・虐待防止に関する事項追記)